

公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー
ハイブリッド会議開催支援助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のためにコンベンション主催者が現地とオンラインの両方で参加できるハイブリッド形式の会議（以下、「ハイブリッド会議」という。）を行う際に支出した経費に対し、予算の範囲内で助成金を交付することにより、コンベンションの開催を支援することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 高松市又は近隣町（三木町、直島町、綾川町）でハイブリッド会議を計画している国際会議及び全国規模の会議の主催者で、かつ、次の各号をすべて満たす会議の主催者（以下、「主催者」という。）とする。

- (1) 県外参加者の延べ宿泊数（高松市又は近隣町に宿泊）が50泊以上あるもの
- (2) 開催期間が2日以上あるもの

2 前項に定める国際会議とは、公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー全国大会等開催補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）第2条第1号に定める国際会議等（会議に限る。）とし、交付要綱第3条第1項第1号ウを満たすものとする。

3 第1項に定める全国規模とは、交付要綱第2条第7号に定めるとおりとする。

4 前3項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合、助成対象としないものとする。

- (1) 国若しくは地方公共団体が主催又は共催（名義共催は除く。）するもの
- (2) 高松市から補助金が交付されるもの
- (3) 宗教又は政治的活動を目的とするもの
- (4) 不特定多数の参加者から入場料を徴収するもの
- (5) その他、理事長が不相当と認めるもの

(助成金の対象経費)

第3条 助成金の対象となる経費（以下、「対象経費」という。）は、オンライン配信関連経費とし、その項目は別表に定めるものとする。

2 前項に定める対象経費は、交付要綱第4条第2項に定める理事長の認める事業費には該当しないものとする。ただし、対象経費が、45万円を超える場合、対象経費から、45万円を差し引いた経費は、同項に定める理事長の認める事業費とすることができる。

(助成金額)

第4条 助成金額は、対象経費の2/3に相当する額（1円未満切り捨て）とし、30万円を上限とする。

(交付申請等)

第5条 本要綱に定める助成金の申請等は、交付要綱に定める国際会議等の申請等の例による。

(交付申請の省略)

第6条 前条の規定に関わらず、交付要綱に基づく補助金交付申請を行う者は、前条に定める交付申請等を省略することができる。

- 2 前項の規定により交付申請等を省略した主催者は、会議終了後、ハイブリッド会議開催支援助成金交付申請書(様式第1号)を理事長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定により交付申請書の提出があったときは、理事長はこれを審査し、適切と認めた場合は、ハイブリッド会議開催支援助成金交付通知書(様式第2号)により主催者に通知するものとする。
- 4 前項の規定により交付通知を受けた主催者が、助成金の交付を受けようとするときは、請求書(様式第3号)を理事長に提出しなければならない。

(助成金の交付取消及び返還請求)

第7条 主催者が提出した書類に明らかな誤り、偽りがあったときは、助成金の交付を取り消すものとする。この場合において、主催者は、既に交付された助成金を直ちに返還しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、同日から令和4年3月31日まで開催されるハイブリッド会議に適用する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、同日から令和5年3月31日まで開催されるハイブリッド会議に適用する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、同日から令和6年3月31日まで開催されるハイブリッド会議に適用する。

別表（第3条関係）

ハイブリッド会議開催支援助成金の対象項目

項 目	内 容
賃借料	ハイブリッド会議を実施するために必要な映像や通信機材等のリース費用
運営費	上記機材の設置工事、撤去、運搬費用、回線工事費、オペレーターの人件費など